

## 国会における法案審議の概要（要旨）

### 1. 教職員定数の適切な配置

問 教員採用倍率が年々低下しているが、現状の受け止めと今後の計画的な採用について見解如何。

答 今回の計画的な定数改善により、教師の安定的・計画的な採用が行いやすくなることも踏まえ、各教育委員会に対し、中長期的な視野に立って計画的に採用を行うよう一層の取組を促していく。

問 個別の教育課題に対応するための加配が削減されることがないように 35 人学級の実現を図っていくべきと考えるが見解如何。

答 地方独自の少人数学級を実施するために措置しているものなど加配定数の一部を含む合理化減等を活用することとしている。

学校現場に支障が生じないよう個々の教育課題に応じた加配定数を含め、必要な教職員定数は引き続き確保していく。

### 2. 質の高い教師を確保するための取組

問 質の高い教師の確保のために何が重要と考えるか。

答 「『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方」について中教審に諮問を行ったところであり、中教審での議論も踏まえ、質の高い教師を確保できるよう、既存の在り方にとられることなく基本的なところまで遡って検討を行い、成案を得られたものから順次取り組んでいく。

問 教員の非正規雇用の解消を図るべきと考えるが見解如何。

答 今回の計画的な改善により、35 人学級に基づく教職員定数が児童数に応じて自動的に措置されることから、加配定数の措置と比べて、正規教員の計画的な採用が行いやすくなると考えており、各教育委員会において正規教員の採用や人事配置を適切に行うよう促していく。地方自治体と連携した協議の場で正規教員の配置状況も確認しながら計画的な改善を進めていく。

### 3. 外部人材の活用

問 学校における働き方改革を進める上で、生徒指導面をはじめ外部人材の活用に向けた考え方如何。

答 教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境づくりが必要であり、多様な人材との連携を進め、チームとしての学校を実現することも重要。 様々な外部人材の活用も含めて教員が児童生徒と向き合う時間をしっかり確保できるように努めてまいりたい。

### 4. 少人数学級の効果等

問 35 人学級及び外部人材の活用の効果の検証方法如何。

答 少人数学級は、学習集団のみならず、生活集団も少人数化するものであり、学習面のみならず、生徒指導や保護者対応等においてもきめ細かな対応がしやすくなり、学校教育活動の充実に繋がるもの。このため、今回の学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響については、多面的な観点から実証研究を進めていく。

また、外部人材の活用の効果検証に当たっては、個々の外部人材の配置目的に応じた観点から検証し、教師と外部人材が役割分担しながら、質の高い教育を行う学校指導・運営体制の構築に向けた検討を行っていく。

専門家のご知見や地方自治体等のご意見を伺いながら具体の設計を進めるとともに、地方自治体と連携した協議の場等を通じて検討を進め、その結果を踏まえ、今後の学校の望ましい指導体制の在り方を検討していく。

### 5. 教室の環境整備

問 教室不足により学級数の増加が困難な学校について、その数や割合等の実態を調査・把握しているか。また、35 人学級実現のために施設整備を行う場合、どのような支援があるか。

答 各学校設置者における教室の充足状況等を継続的に把握するとともに、教室不足が発生する場合には、その不足を解消するための施設整備に対する国庫補助を行い、各学校設置者と連携して、35 人学級を円滑に実施できるようしっかりと支援していく。

## 国会における法案審議の概要

### 【審議の経過】

＜衆議院＞		＜参議院＞	
(文部科学委員会)		(文教科学委員会)	
・提案理由説明	3月10日	・提案理由説明	3月23日
・質疑①	3月12日	・参考人質疑	3月25日
・参考人質疑	3月16日	・質疑・採決	3月30日
・質疑②・採決	3月17日		
(本会議)		(本会議)	
・採決(全会一致)	3月18日	・採決(全会一致)	3月31日

### 【主な審議の概要】

#### 1. 教職員定数の適切な配置

問 教員採用倍率が年々低下しているが、現状の受け止めと今後の計画的な採用について見解如何。

答 近年、公立小学校の教員採用選考試験の採用倍率の低下傾向が続いており、特に、一部の教育委員会で採用倍率が著しく低くなっていることについては、危機感を持って受け止めている。採用倍率の低下傾向は主として採用者数の増加によるものであると分析しており、従前から各教育委員会に対し、中長期的な視野に立って計画的に教員採用を行うよう促してきた。各教育委員会においても、受験年齢制限の緩和、教職経験者に対する特別選考等の工夫が行われていると承知。今後の小学校の採用者数については、本年2月に可能な範囲で今回の定数改善を踏まえた各教育委員会の採用者数見通しを調査したところ、令和4年度頃まで現在と同程度の水準で推移し、その後減少していく見込みである。なお、各教育委員会は、定数改善の見通しに加えて、退職者数や児童生徒数の見通し等を総合的に勘案して採用者数の推計を行っているものと理解している。文部科学省としては、今回の計画的な定数改善により、教師の安定的・計画的な採用が行いやすくなることも踏まえ、各教育委員会に対し、中長期的な視野に立って計画的に採用を行うよう一層の取組を促していく。

問 教育現場からは、指導方法工夫改善をはじめとする個別の教育課題に対応するための加配を削減されるのではないかと懸念されている。こうしたことがないよう35人学級の実現を図っていくべきと考えるが見解如何。

答 今回、小学校の学級編制の標準を5年かけて35人に引き下げ、必要となる教職員定数の計画的な改善を図ることに応じて、現在、地方独自の少人数学級を実施するために措置しているものなど加配定数の一部を含む合理化減等を活用することとしており、少人数学級の加配の他、少子化の影響による児童生徒数の減少に伴い、これまでも合理化してきた少人数指導加配についても財源として活用することとしている。いずれにせよ、学校現場に支障が生じないよう個々の教育課題に応じた加配定数を含め、必要な教職員定数は引き続き確保していく。

問 教科担任制の導入で新たに必要となる教員をどのように手当てするのか。指導方法工夫改善定数等の加配分の見直しで対応する可能性はあるのか。

答 小学校専科指導の実施に当たっては、平成30年度から3年間をかけ英語専科指導加配を3,000人、令和2年度から2年間をかけティーム・ティーチングのための加配を専科指導加配に発展的に4,000人振り替える予定としており、他の既存の専科指導加配と合わせ、令和3年度には約8,000人措置する見込みである。教科担任制の導入に当たって必要となる教員定数は、学校の規模や教科の範囲などの条件により大きく変わることから、これらの課題について各自治体での取組状況等も参考にしながら検討を深めるとともに、既存の専科指導に係る加配定数を踏まえつつ、教職員定数の在り方について検討を進めていく。

## 2. 質の高い教師を確保するための取組

問 質の高い教師の確保のために何が重要と考えるか。

答 ICTの活用と少人数学級を車の両輪として全ての子供たちの可能性を引き出す「令和の日本型学校教育」を実現する上で、多様で質の高い教師の確保が重要。このため、大臣の下に設置した検討本部において、当面の対応として『令和の日本型学校教育』を担う教師の人材確保・質向上に関するプラン』を取りまとめており、具体的には、①小学校の免許状が取得しやすくする制度改正、②学校における働き方改革や教職の魅力向上に向けた広報の充実、③社会人等の多様な人材の活用等を進めていく。また、去る3月には、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方』について中教審に諮問を行ったところであり、今後、①「令和の日本型学校教育」を担う新たな教師像と教師に求められる資質能力、②優れた人材を確保できるような教師の採用等の在り方など質の高い教職員集団の構築に向けた具体的な方策、③これらの検討を踏まえた教職課程・教員免許の在り方等について、順次議論していただく。中教審での議論も踏まえ、質の高い教師を確保できるよう、既存の在り方にとらわれることなく基本的なところまで遡って検討を行い、成案を得られたものから順次取り組んでいく。

問 教職員の人材流動性を高め、民間企業や他の職種の方が教壇に立ちやすい制度への転換を進めるべきと考えるが見解如何。

答 絶えず変化していく学校や社会のニーズに柔軟に対応し、学校現場が多様な専門性を持つ人材を取り入れることは極めて重要であり、当面の対応として、小学校の教員免許が取りやすくなるような教員資格認定試験の見直し、民間企業等での多様な経歴を評価できるような特別免許状の授与指針の改訂等に取り組んでいく。また、去る3月には、『令和の日本型学校教育』を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について中教審に諮問を行ったところであり、その中で、民間企業勤務経験等の多様な知識経験を有する人材を活用し、質の高い教職員集団を構築するための具体的な方策を含め、既存の在り方にとらわれることなく基本的なところまで遡って検討を行い、成案を得られたものから順次取り組んでいく。

問 教員の非正規雇用の解消を図るべきと考えるが見解如何。

答 正規教員や非正規教員の任用・配置については、各教育委員会において判断されるものであるが、今回の計画的な改善により、35人学級に基づく教職員定数が児童数に応じて自動的に措置されることから、都道府県・政令指定都市の申請に基づく加配定数の措置と比べて、正規教員の計画的な採用が行いやすくなると考えており、各教育委員会において正規教員の採用や人事配置を適切に行うよう促していく。また、今回の小学校の学級編制の標準の引下げを計画的に進める上での課題等について検討を行うため、地方自治体と連携した協議の場を設置することとしており、まずは、この協議の場で正規教員の配置状況も確認しながら計画的な改善を進めていく。

### 3. 外部人材の活用

問 学校における働き方改革を進める上で、生徒指導面をはじめ外部人材の活用に向けた考え方如何。

答 学校における働き方改革を進めるには、教師が教師でなければできないことに全力投球できる環境づくりが必要であり、多様な人材との連携を進め、チームとしての学校を実現することも重要。特に、いじめや不登校等の様々な課題を抱える児童生徒については、心理の専門家であるスクールカウンセラーや福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカー等の職員と教員が連携協力し、個別の児童生徒の状況に応じてチームで支援を行うことが重要。スクール・サポート・スタッフや学習指導員、ICT支援員等、様々な外部人材の活用も含めて教員が児童生徒と向き合う時間をしっかり確保できるように努めてまいりたい。

### 4. 少人数学級の効果等

問 35人学級の導入は、学校現場にどのような教育的効果をもたらすと考えて進めていこうとしているのか。

答 GIGA スクール構想による ICT の活用と少人数学級を車の両輪として、安全・安心な教育環境の下、多様な子供たちを誰一人取り残すことなく、全ての子供たちの可能性を引き出す教育へ転換することが可能になると考えている。具体的には、①一人一人の反応に丁寧に対応しやすくなり、きめ細かな指導が可能となる、②一人一人の教育的ニーズ・理解度に応じた補充的・発展的指導がしやすくなる、③一人一人の意見表出の機会が増え、協働的な学びが展開しやすくなるなど、つまづきを解消し意欲を高める学習や習熟度に応じた学習に加えて、社会性・人間性を養う学習の充実に繋げることが可能となる。また、個々の子供が抱える問題に対して、生徒指導の充実や保護者との連携の強化をより図ることが可能となる。

問 35 人学級及び外部人材の活用の効果の検証方法如何。

答 少人数学級は、特定の教科等の授業といった学習集団のみならず、生活集団も少人数化するものであり、学習面のみならず、生徒指導や保護者対応等においてもきめ細かな対応がしやすくなり、学校教育活動の充実に繋がるもの。このため、今回の学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響については、多面的な観点から実証研究を進めていく。その際、指標をどのようなものにするかが極めて重要であり、例えば、学習面については、基礎的・基本的な知識・技能等の学力面や、学習意欲・態度、自尊感情・社会性等、生徒指導面では、いじめ・不登校等の状況、保護者対応等の状況、教師の業務負担軽減といった観点から、学力面に限らず教育活動全体の調査を行い、学級規模との関係を分析することが考えられる。また、外部人材の活用の効果検証に当たっては、例えば、スクール・サポート・スタッフや部活動指導員については教師の業務負担軽減の状況、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについては、いじめ・不登校等、児童生徒が抱える様々な課題への対応状況といった個々の外部人材の配置目的に応じた観点から検証し、教師と外部人材が役割分担しながら、質の高い教育を行う学校指導・運営体制の構築に向けた検討を行っていく。本法案審議でのご議論も十分に踏まえ、専門家のご知見や地方自治体等のご意見を伺いながら具体の設計を進めるとともに、地方自治体と連携した協議の場等を通じて検討を進め、その結果を踏まえ、今後の学校の望ましい指導体制の在り方を検討していく。

## 5. 教室の環境整備

問 教室不足により学級数の増加が困難な学校について、その数や割合等の実態を調査・把握しているか。また、35 人学級実現のために施設整備を行う場合、どのような支援があるか。

答 公立学校施設は、児童生徒の急増期に建設されたものが多く、全体的には少子化の進行に伴い教室数には余裕が出ているため、多くの学校においては今回の学級編制の標準の引下げに伴う学級数の増加に対応することができるものと認識。35 人学級の実施に伴う教室の充足状況について、本年 2 月に各学校設置者に対

し確認した結果、令和3年度については、以前から計画されていた新增築や余裕教室の転用等によりほとんどの学校で対応することができる予定であり、確認した時点では、35人学級の実施への対応が困難なのは全国で10教室と見込まれる。また、令和4年度以降に向けた対応としては、児童数の増加等への対応もあわせて増築等の整備が必要になる学校もあると見込まれる。このような教室不足を解消するための公立小学校等の新增築については、義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律に基づき国が経費の2分の1を負担するとともに、地方負担分について地方財政措置が講じられ、地方公共団体の実質的な負担割合は20%となる。文部科学省としては、各学校設置者における教室の充足状況等を継続的に把握するとともに、教室不足が発生する場合には、その不足を解消するための施設整備に対する国庫補助を行い、各学校設置者と連携して、35人学級を円滑に実施できるようしっかりと支援していく。

《参考》公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を  
改正する法律案に対する附帯決議（令和3年3月17日衆・文部科学委員会）

- 一 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校三十五人学級の検討を含め学校の望ましい指導体制の構築に努めること。また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討すること。
- 二 小学校六年生までの段階的な三十五人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている三十五人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要な不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。
- 三 三十五人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 四 意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 五 学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な研究については、学力の育成のみならず、指導方法・学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的に行うこと。
- 六 学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め検討し、小学校教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、中学校教員が小学校で指導する場合には、十分な負担軽減策を講ずること。
- 七 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 八 本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。

《参考》公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を  
改正する法律案に対する附帯決議（令和3年3月30日参・文教科科学委員会）

- 一 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備するため、政府は、少人数学級の効果検証結果等を踏まえ、中学校三十五人学級などさらなる改善を含め検討し、学校の望ましい指導体制の構築に努めること。また、高等学校の学級編制の標準の在り方についても検討すること。
- 二 小学校六年生までの段階的な三十五人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれぞれ行っている三十五人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要な不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。
- 三 三十五人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 四 意欲と情熱をもって教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。
- 五 学級編制の標準の引下げが教育活動に与える影響に関する実証的な研究については、学力の育成のみならず、指導方法・学習環境の改善や不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的に行うこと。
- 六 学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め検討し、小学校教員の持ち授業時数の軽減を図ること。また、中学校教員が小学校で指導する場合には、十分な負担軽減策を講ずること。
- 七 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するために、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。
- 八 本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。